

秋田市教育委員会
令和元年10月定例会
(資料)

【資料目次】

教育長等の報告

- (2) 学校給食異物混入対策委員会の答申結果について … 1

学校給食異物混入対策委員会の答申結果について

1 答申趣旨

秋田市学校給食異物混入対策委員会（令和元年7月設置）において審議した、学校給食における異物混入未然防止対策について、その審議結果を教育委員会に答申するもの。

2 主な答申内容

構成は、各業務主体ごとに、物資調達から調理、運搬、配膳、食事および食器洗浄までの工程を踏まえ、講じるべき一連の対策を整理したものとした。

(1) 教育委員会が実施すべきこと

- ・物資供給業務受託における資格要件を精査するとともに、受託者選定時のプロポーザル審査等において異物混入対策の提案を求める。
- ・調理場における注意点等を図示するなど、全職員の共通認識を得やすい環境づくりや、点検項目の明確化を実施する。
- ・運搬時の異変等を感じた際のフローの作成や、チェック表の確認事項を追加する。
- ・教室における点検項目を明確にし、学校に周知徹底する。
- ・機械器具の適切な使用方法や使用禁止器具を明確化したマニュアルを整備する。
- ・留意点等を具体的かつ簡潔にまとめた調理員必携資料を作成し、全調理員へ配布する。
- ・毎年度、調理場の一斉点検を実施する。

(2) 物資供給業者（受託者）が実施すべきこと

- ・納入業者への指導・教育の徹底に加え、異物混入対策マニュアル等の提出を求めるなど、適切な納入業者の選定を行い、教育委員会への定期的な報告を行う。

(3) 各調理場が実施すべきこと

- ・ 始業前点検を確実に実施し、調理員間における情報共有、意思疎通の確保等を行うほか、各調理場ごとに毎月情報共有の場を設ける。
- ・ 使用禁止器具等を明確化するとともに、丁寧な機械器具の取扱いを徹底し、機械使用時などに指差呼称を行う。
- ・ 劣化した調理器具については、残滓受けに使用するなどの二次利用をせず適宜廃棄する。

(4) 学校が実施すべきこと

- ・ 配膳室等の施錠確認を確実にを行うなど、管理を徹底する。
- ・ 屋外運搬時および校内運搬時の留意点と対応の明確化を図り、給食当番の服装チェックの強化を図る。
- ・ 教室において、強化磁器製食器の適切な取扱いを徹底し、配膳場所、机上の整理整頓などを確実にを行う。
- ・ 食の安全の大切さ等を、適宜、児童生徒に指導する。

3 今後のスケジュール

- ・ 本日の定例会の報告後、当該答申を直ちに教育産業委員会委員へ配信する。
※報告後、速やかに関係者へ周知する。
- ・ 12月中旬に、市議会11月定例会教育産業委員会の「その他」において、報告・説明する。